

【大綱1:東日本大震災、原発事故被災自治体としての宮城県の使命】

①はじめに、大震災時の津波堆積土砂・瓦礫が今もそのまま残されている新堀・いわゆる「貞山運河」について伺います。仙台市宮城野区の七北田川～若林区井土浜区間の浚渫に向けて、仙台市が2023年度当初予算で水中測量の調査費を計上。ラジコン船のソナーやドローンで音波を飛ばして水中の障害物を調査し、県にデータを提供。県はそれをもとに浚渫工事の必要について判断をします。本来は宮城県土木部が調査も含めて管理責任を持ちますが、ここに来てようやく、県と仙台市両者が話し合い、協力することになったそうで、地元県議として大変うれしく思います。①県には浚渫工事を必ず実施して頂き、東日本大震災被災地の一つである仙台市エリアの活性化にも寄与して頂く事はもちろん②大震災時に県が復旧工事のために取り外した新浜地域の既存施設「人道橋」の復活を併せて実現して頂きたいと考えます。③また、仙台藩の一大物流拠点だった歴史と文化を象徴する「貞山運河」の「御蔵跡」・「お舟入掘り」の文化財を観光資源として保存・展示・利活用するよう仙台市に対し働きかけて頂きたいのですが3点いかがですか？

1) 災害援護貸付金償還免除枠の大幅な拡大

②次に、毎年、大震災復興調査特別委員会が沿岸部被災14市町の首長・議会と行う意見交換で毎回ご要望を頂く事のひとつ、災害援護貸付金償還免除枠の大幅な拡大について伺います。「もともと低所得者向けの貸付なのに支払免除要件が厳しい事。低所得者の免除がなかなか認められない」事。困窮している被災当事者の方々と日々向き合っている被災市町にとっては債権管理実務の人員確保や経費負担の重さが年を追う事に増えている事について、宮城県当局も大きな課題と認識し、被災市町と共に国に働きかけて【は】います。国への償還期限を間近に控える今日。国に対し「償還期限の延長」や「県負担分への財政措置」の要求はもちろんですが、さらにもう一步市町村のご苦労に心を寄せて頂きたいと思えます。①何より、免除枠の拡充は当該都道府県知事の判断で実現できるのですから、まずは今すぐ生活保護、準要保護、児童扶養手当受給者まで免除対象枠を拡大し、その分の市町村貸付分を宮城県が回収する事を辞めて下さい。②同時に、国に対しては、免除枠の拡充を含めた制度改善を村井知事先頭に行ってください。③これらの立場で国に迫る事は、東日本大震災最大被災地宮城県が全国の被災地の役に立つ使命の一つと考えます。3点お答え下さい。

2) ALPS 処理水の「海洋放出断固反対」

③村井知事におかれましては、放射能汚染水・ALPS 処理水の「海洋放出断固反対」「海洋放出以外で」との立場について、今年に入ってから、重点要望に入れて【は】いますが、どうも、諦め・弱腰に見える発言が目立ってきました。①ブレずに「海洋放出断固反対」の姿勢の堅持と共に②「陸上保管で自然減衰」が最も科学的・合理的である旨、繰り返し、加害者である国と東電に物を言い続けていただきたい。③あわせて、そもそも凍土壁なる失策に約345億円もの国費と2018年まで4年間もの歳月をかけ、汚染水の発生量自体を12年間抜本的に抑え込めてこなかった加害者・東電に対し、無為無策をどのように総括しているのかを連携会議の場で直接知事から問いただして頂きたいと考えます。3点いかがですか？

④現状は1基あたり平均1000tの汚染・処理水タンク1073基が24haの東電敷地内を占めています。これ以上の保管場所が確保できないからと「海洋放出ありき」が既成事実化していますが、じつは東電敷地の外側には、国・環境省が1600haもの広大な土地を中間貯蔵エリアとして確保しています。1600ha分の24ha。占める割合はわずか1.5%。仮に在来工法の石油備蓄タンクに置き換えれば(容量11.3万t。直径82m×24.5m。現処理水タンクに換算すると113基分→1/4の敷地面積でおさまる)1.34%の敷地面積で陸上保管の用が足りません。村井知事から西村環境大臣に対して直接、この中間貯蔵エリアの一部を汚染水・処理水陸上保管に開放するよう迫って頂きたいのですが、いかがですか？

【大綱 2:女川原発の安全性・事故時避難計画の実効性を検証する県独自の審査機関を設置せよ】

1) 女川原発事故時避難計画の実効性

⑤5月24日、仙台地裁は、東北電力が来年2024年2月の再稼働を目指す女川原発2号機を巡る再稼働差し止め訴訟で、「放射性物質が放出される事故が発生する危険について具体的に立証されていない」という理由で請求を棄却しました。原告側は避難計画の実効性の有無に争点を絞りましたが、仙台地裁は原告が列挙した避難計画の問題点についての言及を一切避け「判断するまでもない」と門前払いしました。そこで伺います。宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の策定目的には、「原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し(中略)県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする」事が謳われています。地方自治の本旨は住民福祉の向上であり、原子力災害から住民の生命と財産を守るのは地方自治体の責務です。知事、間違いありませんか？

⑥宮城県は今年度、女川原発重大事故時の住民避難に使うスマホアプリを本格導入します。これまでの大方針は、避難の際には必ず「第二関門・避難所受付ST」に立ち寄り、そこで避難先が割り振られる事となっていました。導入されるアプリは「避難所受付ST」に寄らずとも、どの避難所に逃げれば良いのかを直接本人に通知する機能を持たせる予定だそうです。とはいえ、県の担当者も「高齢者などアプリを使いこなせない住民もいるだろうから『避難所受付ST』は無くせない」とも話しています。この認識は知事と共通ですか？伺います。

⑦さらに、より渋滞が著しいのは、UPZ・5～30km圏住民が必ず通る第一関門である「避難退域時検査等場所」です。2022年2月の訓練でも、PAZ(5km圏)とUPZ(5～30km圏)の全住民が必ず立ち寄る第二関門「受付ST」と、第一関門「退域時検査等場所」の2箇所それぞれが大渋滞しました。アプリ導入や段階避難の推奨(・押し付け)だけでは大渋滞の抜本的な解消には到底なりえません。この解決策は未だ示されていません。知事、これら住民の生命が直接脅かされる大渋滞の問題については、再稼働前の解決が不可欠なのではありませんか？渋滞解決の実効性が担保できるまでは、地方自治体の責務として、女川原発の再稼働は凍結させるべきです。いかがですか？

⑧新潟県の避難計画の検証委員会で委員を務める環境経済研究所の上岡直見代表は、宮城県含む全国の前で避難シミュレーションを行っています。独自の試算を基に「(宮城県の)アプリを使っても、逃げるまでにかかりの時間がかかるため、被ばくリスクは残っている」と指摘しておられます。

- ①宮城県も避難計画の実効性を独自に検証できる新潟県のような専門家集団による避難計画の検証委員会を立ち上げるべきです。②併せて、その専門家による検証委員会の場で上岡代表の試算・ご指摘も検証すべきです。2点お答え下さい。

2)県独自の安全性審査検討会の設置

- ⑨村井知事が2020年11月、女川原発の再稼働について「地元同意・事前了解」した後の重大な変化は、岸田政権が原発推進に政策を大転換し、原発の運転期間の制限を撤廃、長期停止期間を運転期間から除外したことです。GX推進法案とGX脱炭素電源法案を策定する過程で、「原発推進側」の経済産業省が「規制側」の原子力規制委員会に強力に根回ししていたこと等が発覚しました。しかも去年から原子力規制委員会の事務局である原子力規制庁のトップ5名が「原発推進側」である経産省からの出向だった事も国会質疑で明らかとなりました。①福島第一原発事故の原因「安全神話」に二度と陥らないようにと作られた大原則、「利用」と「規制」の分離がすでに大きく踏みにじられ、原子力規制委員会への信頼性そのものに、重大な疑義が生じています。知事の受け止めに伺います。②先の2月定例会において「女川原子力発電所2号機の安全性に関わる検討会」のような「県独自に安全性を検証する機関を設置せよ！」との質問に対し、知事からは「必要性があれば検討する」旨の答弁がありました。今の情勢の下で、県民の命と安全を守るためには、国任せにする事なく、宮城県自身が自治体として持つ権限をフルに発揮し、県独自に安全性を検証する専門家機関の設置は必要不可欠と考え再度求めます。いかがですか？

【大綱3:省エネ・再エネの普及でエネルギーと食糧の自給率アップを】

- ⑩知事は、「(地元紙調査で初めて女川原発再稼働について)賛否が逆転した事を受け(再稼働について)県民の理解が深まっていることは望ましいことだ」と歓迎した上で「電気代を少しでも抑えてほしいという悲痛な叫び」と述べました。知事の「原発再稼働で電気代が安くなる」かのような言い分は事実と全く異なります。国際エネルギー機関(IEA)や米国政府など、多くの国際機関、政府機関、投資会社がコスト比較を出しており、その最新版のほぼ全てで、原発コストは再エネコストの数倍から数十倍となっており、この差はますます広がっていきます。原発のコストが電源別単価の中で最も高く、消費者負担も大きい事はすでに決着済みの議論です。知事は「原発再稼働で電気代が安くなる」かのような、県民に誤解を与える言動は今後一切やめるべきです。いかがですか？
- ⑪一方、知事の言う「電気代を少しでも抑えてほしいという悲痛な叫び」はその通りです。物価やエネルギー高騰で生活困窮が深刻化し、食費を切り詰める困窮者やガスを満足に使える方々など、生活に必要な電気、ガスの供給を十分に受けられない「エネルギー貧困」状態の方々への直接支援が切実に求められています。今議会で計上されている物価やエネルギー高騰対策は全額国費で、県単費は1円も使われておらず、1人あたりの給付額が少なすぎます。県独自の上乗せ給付を求めます。いかがですか？
- ⑫農業・漁業の振興とソーラーシェアリングの可能性は、目覚ましい成長分野であり大変注目されています。温暖化が進む中で太陽光パネルが適度な遮光の役割も果たし、耕作放棄地も有効活用され、収穫量や品質の向上にも大きく寄与する事が各地で実証されています。

県として脱炭素と結びついた農業・漁業の振興となるこの分野の研究と普及に向け、世界に習い足を踏み出せば、全国に先駆けた「食材王国みやぎ」のブランド力は格段に UP します。具体には①世界や全国各地で実証されているソーラーシェアリング事業を調査し②宮城県の農業と水産の試験研究機関の全てで実証研究を開始する事。③宮城県独自にソーラーシェアリングの普及とエネルギーと食糧両方の自給率アップの目標設定と計画の立案が急がれます。3 点いかがですか？

- ⑬ ①山形県や仙台市等が実施している「省エネ・断熱 + 再エネ・自家消費」の ZEH 化投資と地元業者が直接潤う仕組みを産業、都市・住宅などあらゆる分野で強力に推進する魅力あるパッケージを創設・普及し、省エネの目標設定と計画の立案も不可欠です。②その上でまずは全ての県有施設で実施する計画の早期策定を求めます。策定期間も併せて 2 点お示し下さい。

【大綱 4.名取市の地下水から基準値超の PFAS 検出について伺います。】

⑭ PFAS は人工的に作られた有機フッ素化合物の総称で 4700 種以上あると言われています。そのうち古くから使われてきた 3 種類の PFAS については、発ガン性や免疫系異常など人体への有害性が指摘され国際条約で製造・使用・輸入が禁止され、180 あまりの国と地域が批准しています。これらは今後、水俣病やイタイイタイ病のように公害として認定される可能性が極めて高いものです。これが、名取市の地下水から国際機関や各国が定める水質の目標値を大幅に超える(15.8 倍)全国 5 番目に高い **790 ナノグラム**の PFAS が検出されました。ところが宮城県は、名取市側から詳細調査・汚染排出者の特定について要求があっても「国がまだ基準等を示していない」からと、独自の調査で汚染発生場所や汚染排出者を特定する事を怠ったままです。この間の経緯・経過、県としての今後の姿勢をお示し下さい。

- ⑮ ①その上で、国待ちとせず、県独自に予防原則を働かせ、汚染原因の場所と汚染排出者を一刻も早く特定する事②汚染排出者に対しては汚染者負担の原則がありますから、原因物質の除去を宮城県として要求する事③国に対し一刻も早く基準を示させ、住民の血中濃度を含む健康調査と救済制度を創設するよう求めるべきと考えます。3 点お答え下さい。

【大綱 5:4 病院再編・宮城県立精神医療センターの富谷市移転について】

⑯ 平成 31 年 2 月(第 367 回)定例会で私は、宮城県障害者差別解消条例「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」制定の際、聴覚障害者自身や団体から、手話言語条例は別枠でつくってほしいとの希望が出ている事をご紹介しました。当時の村井知事は「手話言語条例」の独立制定を英断しました。その時も私は、障害当事者の方々の「私たち抜きに私たちのことを決めないで」との言葉をご紹介し、独自条例の制定を求めました。この言葉は、国連の人権条約「障害者の権利に関する条約」が世界中の障害当事者の参加で作成された時の合言葉です。日本政府も 2014 年 1 月に批准しています。当事者、とりわけ障害当事者を抜きに、障害当事者の事を勝手に決めて押し付ける為政者は、この国連の人権条約を踏みにじり、障害当事者を差別している事となります。知事の基本的な認識を伺います。

⑰3 病院統廃合計画に 2020 年 9 月議会で突然、精神医療センターの移転方針案が加えられて以降ずっと、精神医療センターを利用する当事者の方々は、村井県政によって不安・恐怖に陥られています。知事による持論の押し付けは、すでに障害当事者の方々にとっては精神的な暴力として受け止められているのです。知事は今すぐにでも県立精神医療センターの富谷市移転について方針を撤回するべきではありませんか？伺います。

【大綱 6: 県営住宅廃止方針撤回。建て替え計画を求める。】

⑱県は、「県営住宅の集約に伴う移転支援の方針」をこの 3 月に定め、その直後に仙台市中江東・南、黒松第 2、将監第 5、多賀城市八幡、村田町石生の 6 団地の用途廃止を決定し、今年度から具体的にその手続きを進めようとしています。「老朽化した県営住宅は建て替えない」という方針を持ち、順次、廃止することを明確に打ち出した都道府県は他にはありません。これだけ、重大な方針について、入居者や県民への説明会やパブリックコメントも行わずに決定したことは大問題です。県は、東日本大震災前に比べて県内の公営住宅が約 1.4 倍に増えたことにより、新たな公営住宅の建て替え整備を積極的に進める状況にないことや供給が需要を上回っていることを、方針策定の背景に挙げています。しかし、県が説明に使っている供給(住宅ストック)には、民間賃貸住宅も含まれており、公営住宅だけの数字ではありません。国交省住宅局が発表している資料では、2020 年度の宮城県内の公営住宅の募集戸数 2686 戸に対する応募者数は 8351 世帯あり、倍率は 3.1 倍でした。県全体としてみれば、県内の公営住宅は「足りない」状況にあります。

憲法と公営住宅法に基づき、国と地方公共団体は協力して、住宅に困窮する低額所得者等に対し、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を低廉な家賃で公営住宅を供給しなければなりません。公営住宅法第 3 条にも、地方公共団体の責務を明確に示しています。民間ストックがあるからと言って、その責任から免れることはできません。老朽化し安全性や居住性に問題がある県営住宅は、県が建て替えるべきです。「建て替えないで廃止する」という方針を速やかに撤回し、建て替え計画をつくるべきです。お答えください。

⑲県住宅課は用途廃止を決定した 6 団地の入居者に対する説明会を 7 月から「非公開」で開催するとの事です。入居者のプライバシーに配慮するためと言いますが、4 月から住宅課には個別相談の窓口として、「住宅(移転)支援班」ができて、日常的に個別相談を行っています。また、説明会の最後に、個別相談の時間をとるなど工夫はいくらでも可能です。県営住宅は県民共有の財産ですから、県からの説明や全体にかかる質疑応答などは、県民や県議、市町村議、マスコミなど、県営住宅の存続に関心を持つ人に開かれた形で行うべきです。いかがですか。

⑳また、仙台市などから、入居者への説明会開催の前に、立地自治体と十分な協議を行うことが要望されていましたが、①立地自治体との協議はいつ行い、②どのような協議内容になったのか③県に方針について理解が得られたのか、3 点伺います。

㉑私共、日本共産党県議団は、今年 1 月から継続して、県営住宅入居者の皆さんへのアンケート調査や懇談を行い、入居者の皆さんからたくさんの要望や意見を伺っています。

その中で、「廃止しないで建て替えて欲しい」という声とともに、県営住宅の維持管理のルールや修繕についても多くの苦情ともいえる要望が出されています。「浴槽や風呂釜、換気扇、網戸の持ち込みなど、入居者負担が多すぎる」、「風呂場の床が耐水加工されておらず、下の階にいつ水が漏れるか不安」、「風呂場とトイレを隔てる壁がベニヤ板。耐水加工されておらずベコベコにゆがむ」「建物自体が断熱化されておらず、結露でカビが大繁殖する」、「入居した時から水回りの管が腐食していた」「管理している宮城県住宅供給公社に何度、要望しても『予算がない』ばかりで、なかなか改善されない」など修繕要望は多岐にわたります。とりわけ、浴室はあるけれど、浴槽がない住戸はなんと71%、バランス釜やガス給湯器など風呂釜がない住戸は74%です。例えば幸町住宅では、自前で浴槽と風呂釜給湯設備をエントツ込みで約30万円もかけて購入しなければなりません。中江東や南住宅など、2%の県営住宅には、浴室の空間さえありません。これでは健康で文化的な住宅とはとても言えません。

県は、ようやく年間100戸分の浴槽と給湯設備の整備を予算化していますが、年間100戸分のペースでは、9048戸全て整備し終わるのにいまから「63年」もかかってしまいます。仙台市は、2020年から年間600戸分の予算をとり、6年間で未整備の3689戸すべての住戸に浴槽と給湯設備を行政の責任で整備する予定です。宮城県も浴槽と給湯設備の年間整備戸数を大幅に引き上げ、短期間で全戸に整備する計画を早急につくるべきです。お答え下さい。

②雑排水管の清掃料も入居者負担となっていますが、2年に一度程度行う清掃費用に60万円から80万円もかかる団地もあります。雑排水管は一定の期間を過ぎたら、全面的な改修が必要です。すでに改修を行わなければならない372棟のうち実施しているのは7%だけです。①本来、県が改修すべきなのに放置し、入居者の自己負担で清掃だけで済ませる実態は直ちに改善すべきです。②また、共用灯のLED化は、建物のなかは13.2%、外灯はわずか5.9%に過ぎません。省エネを県が率先して進めていくためにも県有施設のLED化は急務です。これも年次計画をつくり、100%のLED化を早期にすすめるべきです。2点併せて伺います。

③県は空き住戸が増えていることや全体的な需要が減っていることを主張していますが、浴槽や給湯設備を自前で用意し、退去する時はその処分費用もかかる、維持管理や改修も極めて不十分な現状では、人気が出ないのは仕方ありません。また、退去者から現状復帰費用を徴収しておきながら、その後、リフォームもせず放置、募集する手続きをとらないでいる住戸も散見されるという声も伺いました。全国的には、学生や若い女性、移住者の入居を積極的に行ない、高齢化した団地のコミュニティ活性化に寄与したり、居場所のない方々を支援するシェアハウスにするなど、公営住宅の目的外使用の事例もバリエーション豊かになっています。高齢化し、格差と貧困が際立ってきている社会だからこそ、県営住宅を県民共有の財産として、地域の実情に応じた魅力的なコミュニティとして、地域活性化のためにも活用していくべきです。いかがですか？

壇上からの質問は以上となります。
ご清聴いただきありがとうございました。

再質問【県営住宅】

① 月額3万円以下の民間賃貸も供給（住宅ストック）として計算に入れているとの事ですが、とんでもないすり替えです。現状県営住宅にお住まいの単身世帯の方のうち、家賃が2万円以下は71.2%を占めています。「地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない」という公営住宅法第3条の責任を投げ捨てる議論は看過できません。

●老朽化し安全性や居住性に問題がある住宅は県が立て替えるべきです。

② 風呂釜と給湯器の整備について、年間整備個数を大幅に引き上げ、短期間で全戸整備する計画を早急につくるべきではありませんか？

③ 用途廃止を決めた6団地の入居者向け説明会を県が「非公開」で開催しようとしている事に加え、「1住戸につき1名の参加のお願い」と案内がされている事も発覚しました。入居者から「一人で参加するのは心細い。なぜ説明会に家族と一緒に参加してはいけないのか？」と抗議の声も寄せられています。「密室で入居者に移転を迫る」おつもりですか？

●「密室で入居者に移転を迫る」と、当事者や私達、県民に受け止められたくないのなら、説明会は当然「公開」にすべきです。引き続き求めて参ります。

再質問【有機フッ素化合物・PFAS】

① 全国143地点中、5番目に高い濃度のPFASが名取市の地下水から検出されたのです。知事は危機感を持って、早急に原因者の特定と汚染除去の対策を打つべきなのではありませんか？

② 日本共産党名取市議団が名取市に情報公開請求を行いましたところ、20頁のご提供いただいた資料には、ある程度、汚染検査箇所が特記できる記述もありました。現状は、名取市内のたった1カ所の井戸を、一年に1回だけ、経年調査しているとの事ですが、せめて、その特定エリア内の井戸はすべて調査し、濃度分布を作成するべきではありませんか？

③ 知事は、一刻も早い汚染排出原因者の特定に向けて尽力すべきではありませんか？
知事は、汚染排出者の特定をする気がまったく無いのだと受け止めますが、良いですね？

④ 令和2年6月に環境省から全国都道府県宛てに送付されている「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」にも、「必要に応じて排出源の特定のための調査を実施し、濃度低減のために必要な措置を検討すること」が謳われています。これは国も求める宮城県の責務です。いかがですか。

⑤ 汚染排出者の特定は全ての出発点です。今のままでは住民の不安も払拭されません。再度求めて4病院再編移転問題に移ります。

再質問【4病院再編・移転】

- ① 4か月前、「通っていた県の精神病院が移転する事を止めたい」と、青木もらんさん（仮名）はたった一人で署名をはじめました。そうして集めた538筆を胸に、6月12日、県知事に手渡す日を迎えました。提出を聞きつけ、県立精神医療センターのユーザーズアクションの当事者の皆さん、さらに車椅子の方4人、支援する仲間たちが県庁前に馳せ参じました。出発に際し、もらんさんは「知事は上から私たちに命令するお殿様ではないはずです」「到底通えないところに病院が移るのでは、私たち具合が悪くなったときにどうすればいいんですか。私たちにとって死活問題で、とても切実なんです」と語りました。この声に応じて、移転は断念すべきです。
- ② 当事者の話を聴け！の県民要求に、知事は突然、「当事者と会いたい」と言ってきました。移転方針を一方向的に説明し「話し合った」アリバイをつくろうとする姑息な手段が見え見えだと言わざるを得ません。当事者と話し合うことが必要と感じたなら、まずは移転方針を一旦白紙に戻してから意見を聴くのが筋です。いかがですか？
- 県側は、もらんさんに、署名提出は「本人と付添い一人、それ以外は許さない」と言ってきたようで、やむなく、仲間の一人しか同行できなかったそうです。これですね、先ほどの県営住宅の「密室・非公開の説明会」も同じですね、当事者を社会から分断・孤立させて・枠で囲って、県の言い分だけ押し付けて、無理やり飲み込ませようとする手法ですね。これは明らかな暴力です。暴力はやめよ！と今後も村井知事と宮城県に何度でも突き付けて参ります。

再質問【アルプス処理水】

- ① 環境省が持つ、福島第一原発敷地の周り1600haの敷地のごく一部(1.5%)を、陸上保管できる敷地として活用するように、宮城県・被災地出身の西村環境大臣に村井知事自ら、直々に働きかけ、なんとしても「海洋放出をストップ」させるべきではありませんか？
- ② 処理水を海に流せば必ず影響は広がります。漁業者の「(風評被害対策として示されている)魚を買い上げてもらうために漁をしているのではない」「海はゴミ箱ではない」この声に真剣に向き合うなら、「陸上保管で自然減衰を求める」以外に選択肢は無いはずです。水産県・宮城県の知事なら真剣に東電と国に対し、「海洋放出断固反対」と、繰り返し求めるべきではありませんか？

再質問【女川原発再稼働】

- ① 県は、「第一義的には原子力規制委員会が審査・検査している」と繰り返し言います。しかし、例えば、関電・美浜原発3号機は、火災防護対象ケーブルが、火災で共倒れするのを防ぐために、二つの系統を分離する設計という事で規制委員会が2021年に認可をしましたが、実際には分離されていなかったということが今年3月に発覚・発表されました。ところが原子力規制委員会は、運転の停止を命ずる事もしないままにしています。

規制委員会自らが定めた規制基準さえ、守らせようとしていなかった事が明らかになりました。規制委員会への疑念・不信はますます高まっています。宮城県独自の安全性検討委を設置し、規制基準への適合を判断すべきではありませんか？知事に伺います。

- ② 「女川原発で重大事故だけは絶対に起こさせないよう、宮城県の監視・監督を徹底してほしい」という願いは、原発に賛成か反対かを問わず、一致した県民の切なる願いです。「規制基準への適合が判断できなければ、再稼働の差し止めを命じる」事ができる県独自の有識者による専門機関を設置するのが、地方自治体の長である村井知事の責務ではありませんか？伺います。